

農作業料金・農業労賃に関する調査結果

— 令和元年 —

(概要)

一般社団法人 全国農業会議所

— 令和2年9月 —

I. 調査の方法

1. 調査の目的

農業委員会組織は、農業就業構造ならびに農業経営の改善を目的として、農業労働力の確保調整、協定賃金の作成等の事業および活動を行っている。そこで、農村の臨時雇賃金、農作業料金ならびに農村周辺の他産業労賃などの実態を地域別に把握し、これら諸事業・活動に資することを目的として本調査を実施した。

2. 調査の方法

本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、都道府県農業会議の指導のもと、市町村農業委員会が行った。調査対象は、令和元年12月31日時点における全市町村農業委員会の区域（1,703地区。ただし農業委員会のない市町村を含み、同一市町村で複数調査票を報告している区域あり。）とした。

3. 調査の時期および期間

令和元年12月31日を調査時点とし、令和元年1月1日より12月31日までの1年間を調査対象期間とした。

4. 調査項目

- (1) 部分・全面農作業受託の農作業別・受託主体別の料金水準
- (2) オペレーター賃金の水準
- (3) 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- (4) 農作業受託料金・農作業臨時雇賃金等の標準（協定）
- (5) 調査市町村から最も多くの人が通勤している他産業（業種）における賃金および市町村内の農外諸賃金

5. 集計方法

集計は通勤地帯別に行い、通勤地帯は次の三つに区分した。

- A 大都市通勤地帯周辺……人口30万人以上の大都市にある事業所等に通勤可能な地域にあり、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- B 中小都市通勤地帯周辺……人口5万人以上30万人未満の中小都市にある事業所等に通勤可能な地域にあって、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- C 農山漁村地帯……「A」、「B」以外の市町村（地区）

6. 調査票記入上の約束事項

(1) 調査対象市町村（地区）の地帯区分

[通勤地帯区分] 大都市通勤地帯周辺、中小都市通勤地帯周辺、農山漁村地帯の各地帯区分は、上記5のA、B、Cに従って記入する。

[その他の地帯区分] 都道府県農業会議で独自に利用する。

(2) 農作業受託料金

- a. 市町村（地区）内における一般的な農作業受託料金の水準を、10aあたり（「乾燥・調製（粃すり含む）」は60kgあたり）について記入する。機械は受託者持ちとする。
- b. 受託料金は、消費税抜きの金額とする。
- c. 「育苗（種子代含む）」は、稚苗と中苗について1箱あたりの単価と10aあたりの箱数を記入する。
- d. 「耕起」は1回を原則とするが、2回耕起が一般的な地域では2回分の料金を記入する。
- e. 「機械田植」は田植機によるものとし、苗代金は含まない（委託者負担）。
- f. 「機械刈取」については、コンバイン作業とする。
- g. 「防除」については、10aあたり1回の労賃のみとする。農薬代は含まない。
- h. 「全面作業受託」については、耕起・代かきから脱穀・調製作業までをいう。また、種粃・除草剤・肥料・農薬代などを受託側が負担する場合（これらの「経費が込み」の場合）と委託側が負担する場合（これらの「経費が別」の場合）とに分けて記入する。したがって、料金は「経費が別」<「経費が込み」という大小関係になる。
- i. 生産組織等の受託料金は、公表されている標準作業料金や、同じ地帯区分に該当する市町村の平均金額等に比べて、著しく低いものは除く。

(3) オペレーター賃金

- a. トラクター、田植機、コンバインのオペレーター賃金について記入する。オペレーター賃金額は、各地域での一般的な賃金形態として、1時間あたり又は1日あたり（8時間）の標準的な賃金を記入する。現金支払額のみとし、「賄い」等は含まない。

(4) 農業臨時雇賃金

- a. 調査対象市町村（地区）全体の一般的水準を記入する。記入に際しては、特殊な事例は除外して、最も普通に行われているものの賃金水準とする。
- b. 「農業臨時雇」とは、農作業に関する「臨時的雇用者」を指し、年雇（年間6か月以上継続雇用）、季節雇（年間1ヶ月以上6ヶ月未満継続雇用）に該当する者は調査対象外とする。

- c. 調査対象作業は、「農作業一般（専門作業、一般・軽作業）」、「水稻（機械作業補助）」、「果樹専門作業」、「果樹摘果」、「果樹収穫」、「果樹選果」とする。果樹については、市町村（地区）で最も一般的な樹種について記入する。また、（ ）内には樹種を必ず記入する。
- d. 現金支払額については、超過勤務手当などが支給されている場合にはそれも含めることとする。
- e. 「その他の費用」とは、現金支払額以外に要する諸費用であり、食事、小昼等の賄いの評価額および車等による送迎費、土産代等の合計額を記入する。
- f. 労働時間の取り方は、臨時雇が1日の作業を開始してから終了するまでとする。また、休憩時間や超過時間も含める。すなわち、1日の拘束時間を指す。
- g. 労働時間は、各作業種目によって異なる場合もあるので作業毎に記入する。

(5) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

- a. 市町村（地区）内において、農業委員会、農協等で標準（協定）を定めているかどうか等を記入する。
- b. 標準（協定）を定めている場合、農作業受託料金、農業臨時雇賃金の種類について、定めているもの全てに○印を記入する。
- c. 標準（協定）賃金・料金を定めている機関全てに○印を記入する。
- d. 標準（協定）賃金・料金が全体としてどの程度守られているのか一つを選んで○印を記入する。

(6) 農外諸賃金

- a. 1は調査対象市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）における臨時雇（パート）賃金について、業種ごとに平均的な1日あたり（8時間）の金額を記入する。
- b. 臨時日雇については、日当額に季節的な差異があれば、その年間平均額を記入し、年齢や熟練度による差異があれば、その平均額を記入する。
- c. 2は、調査対象市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）の他産業に最も多くの人が通勤している業種を一つ選び、その恒常的賃金を30歳基準の1日あたり平均賃金（8時間）について記入する。
- d. 恒常的雇用における月給の場合は、本給以外の超過勤務手当、家族手当、夏冬手当、その他の諸手当を含めた年間給与を12×25分の1にして、日当換算したものを記入する。
- e. 3は、1日あたりの正規雇用賃金を記入する。また、造林とは、新植、撫育作業を指す。
- f. 他産業労賃は、この調査票のみでは完全な把握は困難であるが、他産業従事者の源泉徴収票等を参考にし、それらの平均値を1日あたりに換算するなどして記入する。

Ⅱ. 集計に採用した地区数

ブ ロ ッ ク	通 勤 地 帯 別			
	合 計	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
全 国	1,541	240	396	905
北 海 道	116	6	11	99
東 北	225	13	48	164
青 森 県	43	-	10	33
岩 手 県	33	-	10	23
宮 城 県	31	7	7	17
秋 田 県	32	1	4	27
山 形 県	35	1	9	25
福 島 県	51	4	8	39
関 東	263	67	100	96
茨 城 県	29	2	15	12
栃 木 県	30	8	12	10
群 馬 県	36	2	14	20
埼 玉 県	56	20	24	12
千 葉 県	53	13	18	22
東 京 都	22	14	5	3
神 奈 川 県	16	8	5	3
山 梨 県	21	-	7	14
東 海	151	38	53	60
岐 阜 県	42	3	15	24
静 岡 県	34	5	15	14
愛 知 県	50	27	15	8
三 重 県	25	3	8	14
北 信	166	17	44	105
新 潟 県	34	9	7	18
富 山 県	15	1	4	10
石 川 県	18	5	4	9
福 井 県	17	-	8	9
長 野 県	82	2	21	59
近 畿	164	56	47	61
滋 賀 県	6	-	5	1
京 都 府	29	13	5	11
大 阪 府	38	21	13	4
兵 庫 県	33	6	13	14
奈 良 県	36	15	7	14
和 歌 山 県	22	1	4	17
中 国	109	4	31	74
鳥 取 県	16	-	4	12
島 根 県	31	-	11	20
岡 山 県	26	3	3	20
広 島 県	18	1	4	13
山 口 県	18	-	9	9
四 国	79	6	20	53
徳 島 県	21	-	4	17
香 川 県	17	2	5	10
愛 媛 県	21	1	8	12
高 知 県	20	3	3	14
九 州	236	32	32	172
福 岡 県	55	23	10	22
佐 賀 県	19	1	2	16
長 崎 県	20	3	5	12
熊 本 県	45	4	5	36
大 分 県	30	-	3	27
宮 崎 県	24	-	4	20
鹿 児 島 県	43	1	3	39
沖 縄 (県)	32	1	10	21

令和元年 農作業料金・農業労賃に関する調査票

令和元年12月31日

市町村農業委員会
(一社)都道府県農業会議
(一社)全国農業会議所

(注) 必ず記入のこと

市町村コード	調査地 (令和元年12月31日時点)	地	調査者
	都道 市 府県 町村	区	氏名

I. 調査対象市町村または地区の地帯的性格

1. 通勤地帯区分 (いずれかに○印を)

(注) 必ず記入のこと

2. その他の地帯区分

1 大都市通勤地帯周辺	2 中小都市通勤地帯周辺	3 農山漁村地帯	1	2	3	4
-------------	--------------	----------	---	---	---	---

注: 区分方法は手引参照

II. 貴市町村または地区における水稲作一般の作業受託料金の水準 (10a 当たり) について

注: 受託料金は、消費税抜きの金額を記入してください。

1. 部分作業の受託料金

(10 a 当たり・税抜)

受託主体別	育苗 (種子代含)		耕起から代かきまで			機械田植 (苗代別)	防除 (薬剤費別で1回当たり)	機械刈取 (コンバイン)	刈取から乾燥・調製まで	乾燥・調製 (60kg当たり)
	稚苗 (2.0~2.5葉)	中苗 (3.5~5.5葉)	一貫	耕起	代かき					
個人農家	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
生産組織等	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円

(育苗は1箱当たりの単価を、箱数は10a 当たりの箱数を記入する)

2. 全面作業の受託料金

(10 a 当たり・税抜)

III. オペレータ賃金について

受託主体別	耕起代かき→乾燥調製作業	
	種籾・除草剤・肥料・農薬代等込み	種籾・除草剤・肥料・農薬代等別
個人農家	千円	円
生産組織等	千円	円

注: 「生産組織等」とは、個人農家から成る生産組織、農業法人、農協等を指す(極端に安い金額で作業受託をしている組織等は除く)

作業機械	1時間当たり	1日当たり
トラクター	千円	円
田植機	千円	円
コンバイン	千円	円

注: 「刈取から乾燥・調製まで」については以下の換算例を参考に算出してください。
 <例> 10 a 当たり収量が480kgの場合
 「刈取から乾燥・調製まで」= 「機械刈取」+ (「乾燥調製(60kg当たり)」× (480÷60)) + 運搬賃

IV. 貴市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額 (1日当たり) について

一般的な農業臨時雇賃金額 (1日当たり) を記入して下さい。水稲、果樹、畑作物の調査対象作業以外に、都道府県により必要な調査対象作業がある場合には、補足的に調査を行ってください (記入は空欄を利用のこと)。

(1日当たり)

農業臨時雇賃金	農作業一般	うち 具 体 的 作 業															
		水 稲					果 樹 ()										
		専門作業	一般・軽作業	機械作業補助	専門作業 (剪定、高接)	一般作業	摘果	収穫	選果	選果	選果						
男	現金支払額	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
	その他の費用																
	支払総額																
	労働時間	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
女	現金支払額	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
	その他の費用																
	支払総額																
	労働時間	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分

V. 貴市町村または地区における農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準 (協定) について

1. 当該料金等の標準 (協定) を定めていますか。
(いずれか1つに○)

2. どのような標準 (協定) 賃金・料金を定めていますか。
(定めているものすべてに○)

3. 標準 (協定) 賃金・料金を定めているのは、どこですか。
(該当するものすべてに○)

4. 標準 (協定) 賃金・料金は全体として守られていますか。
(いずれか1つに○)

1. いる

2. いない

- A. 部分農作業料金 (作物名に○)
 1. 米 2. 麦又は大豆 3. 果樹 4. その他 ()
- B. 全面農作業料金 (作物名に○)
 1. 米 2. 麦又は大豆 3. 果樹 4. その他 ()
- C. オペレータ賃金
- D. 農業臨時雇賃金
- E. 倒伏・湿田等悪条件下の作業
- F. その他 ()

1. 市町村・農業委員会
2. 農協
3. 普及指導センター
4. 生産組織等
5. その他 ()

1. 非常によく守られている。
(実際は標準賃金の±5%未満)
2. 比較的良好に守られている。
(同5~20%未満)
3. あまり守られていない。
 a. 実際賃金は協定賃金より20%以上高い
 b. 実際賃金は協定賃金より20%以上低い

標準 (協定) 賃金・料金を定めている場合は、調査票に添付してください。

(注) 必ず記入のこと

VI. 貴市町村または地区ならびに近郊 (通勤可能範囲) での農外諸賃金について

1. 臨時雇用 (パート) 賃金 (1日当たり) について記入してください。

(1日当たり)

	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	シルバー賃金
男	千円	円	千円	円	千円	円
女	千円	円	千円	円	千円	円

2. 主要産業 (農外) の恒常的賃金 (30歳基準、1日当たり) について記入してください。

	金額	その業種						
男	千円	円	1	2	3	4	5	6
女	千円	円	1	2	3	4	5	6

公的勤務 建設業 製造業 卸・小売業 サービス業 その他

3. 貴市町村または地区内における農外諸賃金 (1日当たりの正規雇用賃金) について記入してください。

職種	大工	左官	土木工	造林	伐出	
1日当たり賃金(男)	千円	円	千円	円	千円	円

(注) 計算方法

$$1日当たり恒常的賃金 = \frac{\text{年間給与}}{12 \times 25}$$

該当するもの1つに○

Ⅲ. 令和元年農作業料金・農業労賃に関する調査結果の概要

1. 概観

(1) 部分農作業受託料金（表1）

個人農家の水稻基幹3作業受託料金は、「耕起から代かきまで」が1万5,805円（増減率△0.2%）、「機械田植」が8,035円（同△0.3%）、「機械刈取」は1万8,371円（同0.1%）であった。

生産組織等（個人農家から成る生産組織、生産法人、農協等。以下、「生産組織」という。）については、「耕起から代かきまで」が1万7,614円（同1.9%）、「機械田植」が8,667円（同0.3%）、「機械刈取」は1万9,544円（同0.4%）であった。

(2) 全面農作業受託料金（表1）

個人農家の水稻全面農作業受託料金のうち、「種籾・除草剤・肥料・農薬代込み」は9万259円（増減率△1.0%）、「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」は6万6,837円（同△1.0%）であった。

生産組織では、「種籾・除草剤・肥料・農薬代込み」は9万3,442円（同0.5%）、「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」は6万8,865円（同△0.3%）であった。

表1 農作業受託料金(受託主体別)

単位: 10aあたり円、%

		個人農家		生産組織	
		金額	増減率	金額	増減率
部分農作業 受託料金	耕起から代かきまで	15,805	△0.2	17,614	1.9
	機械田植(苗代金別)	8,035	△0.3	8,667	0.3
	機械刈取(コンバイン)	18,371	0.1	19,544	0.4
全面農作業 受託料金	種籾・除草剤・肥料・農薬代込み	90,259	△1.0	93,442	0.5
	種籾・除草剤・肥料・農薬代別	66,837	△1.0	68,865	△0.3

(3) 農業臨時雇賃金（表2）

稲作、畑作、畜産等の全般にわたる農作業の臨時雇賃金を示す「農作業一般」のうち、熟練度ないし強度を求められる「専門作業」の1日あたり支払総額は「男」が9,221円（増減率0.3%）、「女」が8,309円（同1.1%）であった。

また、熟練度や強度を必要としない「一般・軽作業」は「男」が7,429円（同1.5%）、「女」が7,106円（同1.5%）であった。

表2 農業臨時雇賃金
農作業一般（1日あたり支払総額）

単位：円、%

	男		女	
	金額	増減率	金額	増減率
専門作業	9,221	0.3	8,309	1.1
一般・軽作業	7,429	1.5	7,106	1.5

(4) 標準賃金の設定（表3）

農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）は、回答した地区の62.9%で定められている。定めている機関（複数回答）は、「市町村・農業委員会」が598（62%）で全体の過半数を占め、関係機関の中で最も多い。次いで「農協」が343（35%）、「生産組織等」が143（15%）となっている。平成26年から30年においても、「市町村・農業委員会」が最も多い。

表3 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

	定めている市町村			定めている機関（複数回答）				
	回答市町村数	定めている市町村数	割合（%）	市町村・農業委員会	農協	生産組織等	改良普及センター	その他
平成26年	1,605	1,010	62.9	624	361	138	23	122
平成27年	1,606	1,018	63.4	626	367	145	23	128
平成28年	1,560	993	63.7	609	356	135	21	121
平成29年	1,555	988	63.5	610	356	140	21	118
平成30年	1,556	984	63.2	607	357	147	29	121
令和元年	1,541	969	62.9	598	343	143	25	133

2. 調査結果の概要(調査項目別)

(1) 農作業受託料金(水稲作)

a. 部分農作業受託料金

農作業受託料金のうち、水稲作一般の部分作業の受託料金を「育苗」、「耕起」、「代かき」、「耕起から代かきまで」、「機械田植」、「防除」、「機械刈取」、「刈取から乾燥・調製まで」、「乾燥・調製」に区分し、各作業を受託主体別（個人農家および生産組織）に調査したものである。

① 全国平均(受託主体別)(表4)

「育苗」

個人農家の「育苗（種子代含）」では、「稚苗」は一箱あたり 666 円（増減率△0.5%）、10a あたりの箱数は 21 箱（同 0.1%）、「中苗」が同 729 円（同△0.5%）で同 23 箱（同△0.1%）となっている。生産組織の育苗は、「稚苗」が同 639 円（同△1.0%）で同 20 箱（同△0.2%）、「中苗」が同 741 円（同△0.7%）で同 21 箱（同 0.2%）である。

「耕起」と「代かき」

個人農家の「耕起」の 10a あたり料金は、7,684 円（増減率△0.8%）、「代かき」は 7,863 円（同△0.1%）となっている。また、生産組織の「耕起」は 8,715 円（同 1.0%）、「代かき」は 8,646 円（同 1.4%）である。

「耕起から代かきまで」の一貫作業は、個人農家が 10a あたり 1 万 5,805 円（同△0.2%）、生産組織が同 1 万 7,614 円（同 1.9%）である。

「機械田植」

個人農家の「機械田植（苗代別）」の料金は、10a あたり 8,035 円（増減率△0.3%）、生産組織では同 8,667 円（同 0.3%）である。

「防除」

個人農家の「防除（薬剤費別で 1 回あたり）」の料金は、10a あたり 1,992 円（増減率 1.7%）、生産組織は同 2,254 円（同 2.5%）である。

「機械刈取」

個人農家の「機械刈取（コンバイン）」の料金は、10a あたり 1 万 8,371 円（増減率 0.1%）、生産組織は同 1 万 9,544 円（同 0.4%）である。

「刈取から乾燥・調製まで」

個人農家の「刈取から乾燥・調製まで」の一貫収穫作業料金は、10a あたり 3万3,932円（増減率△0.8%）、生産組織は同3万5,417円（同0.4%）となっている。

「乾燥・調製」

個人農家の「乾燥・調製」の料金は、60kg あたり 1,799円（増減率0.0%）、生産組織は同1,845円（同0.9%）である。

表4 部分農作業受託料金(受託主体別)

		単位: 10aあたり円、箱、%				
		個人農家		生産組織		
		金額	増減率	金額	増減率	
育 苗	稚苗	1箱あたり円	666	△0.5	639	△1.0
		10aあたり箱数	21	0.1	20	△0.2
	中苗	1箱あたり円	729	△0.5	741	△0.7
		10aあたり箱数	23	△0.1	21	0.2
耕	起	7,684	△0.8	8,715	1.0	
代	かき	7,863	△0.1	8,646	1.4	
耕起から代かきまで		15,805	△0.2	17,614	1.9	
機	械田植	8,035	△0.3	8,667	0.3	
防	除	1,992	1.7	2,254	2.5	
機械刈取(コンバイン)		18,371	0.1	19,544	0.4	
刈取から乾燥・調製まで		33,932	△0.8	35,417	0.4	
乾燥・調製(60kgあたり)		1,799	0.0	1,845	0.9	

② 年次推移(図1、図2)

個人農家における基幹3作業の受託料金の年次推移をみると、「耕起から代かきまで」の受託料金は、平成12年を最高に横ばいから下落傾向にあったが、平成24年を底に上昇に転じ、近年は横ばいとなっている。「機械田植」、「機械刈取」は、平成16年以降上昇傾向で推移しており、平成26年を最高に近年は横ばいとなっている。

生産組織における基幹3作業の受託料金はいずれも上昇傾向で推移し、平成27年を最高に平成30年まで下落するも本年はやや増加している。

④ 地域ブロック別(表6、図3)

個人農家の農作業受託料金を地域ブロック別にみると、「育苗(稚苗)」が最も高いのは「関東」である。「耕起」、「代かき」、「機械田植」、「機械刈取」、「乾燥・調製」は、「近畿」が最も高くなっている。

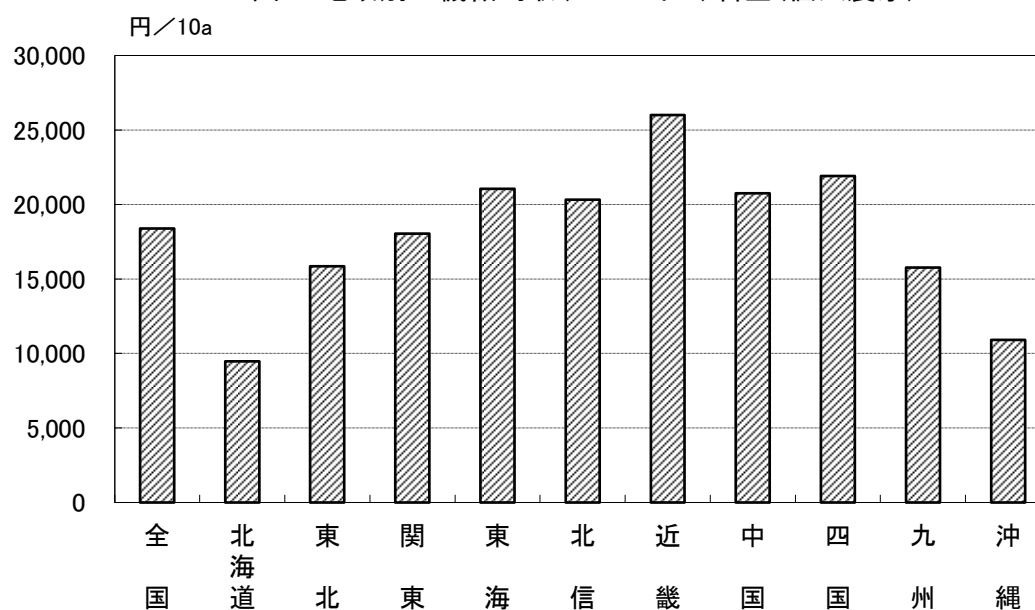
表6 個人農家の農作業受託料金(地域ブロック別)

単位:円

	育苗:稚苗	耕 起	代 か き	機 械 田 植	防 除	機 械 刈 取	乾 燥 ・ 調 製
全 国	666	7,684	7,863	8,035	1,992	18,371	1,799
北 海 道	472	3,868	3,829	5,251	1,230	9,482	1,300
東 北	645	5,580	6,097	6,024	1,202	15,849	1,549
関 東	736	6,826	7,922	8,070	2,103	18,038	1,968
東 海	691	9,561	9,713	9,997	2,781	21,033	1,838
北 信	705	7,263	8,435	8,531	1,447	20,321	1,881
近 畿	683	13,956	11,767	12,594	2,877	26,003	2,333
中 国	730	9,031	8,478	8,599	2,519	20,731	1,950
四 国	572	10,925	9,631	9,865	3,230	21,906	1,977
九 州	588	7,050	7,018	6,943	2,295	15,761	1,607
沖 縄	545	7,303	9,121	9,545	955	10,909	818

注:「育苗」は1箱あたり、「乾燥調製」は60kgあたり、その他は10aあたりである。

図3 地域別の機械刈取(コンバイン)料金(個人農家)



b. 全面農作業受託料金(表7、図4)

農作業受託料金のうち、水稻作一般の全面作業の10aあたり受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み(以下、「込み」)」のものと、上記の生産資材を委託者が負担する「生産資材費別(以下「別」)」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査をした。

① 全国平均(受託主体別)

全面作業の受託料金のうち、個人農家の「込み」は9万259円(増減率△1.0%)、「別」が6万6,837円(同△1.0%)で、前者を「100」とすると後者は「74」である。

生産組織の「込み」は9万3,442円(同0.5%)、「別」は6万8,865円(同△0.3%)で、前者を「100」とすると後者は「74」である。

② 通勤地帯別

通勤地帯別でみると、個人農家の「別」は、大都市通勤地帯周辺が7万4,283円(増減率△3.9%)、中小都市通勤地帯周辺が7万2,431円(同0.9%)、農山漁村地帯が6万2,262円(同△1.3%)で、大都市を「100」とすると中小都市が「98」、農山漁村は「84」である。

生産組織の「別」は、大都市通勤地帯周辺が7万8,390円(同△1.9%)、中小都市通勤地帯周辺が7万3,474円(同0.7%)、農山漁村地帯が6万3,456円(同△0.1%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「94」、農山漁村は「81」である。

③ 地域ブロック別(個人農家)

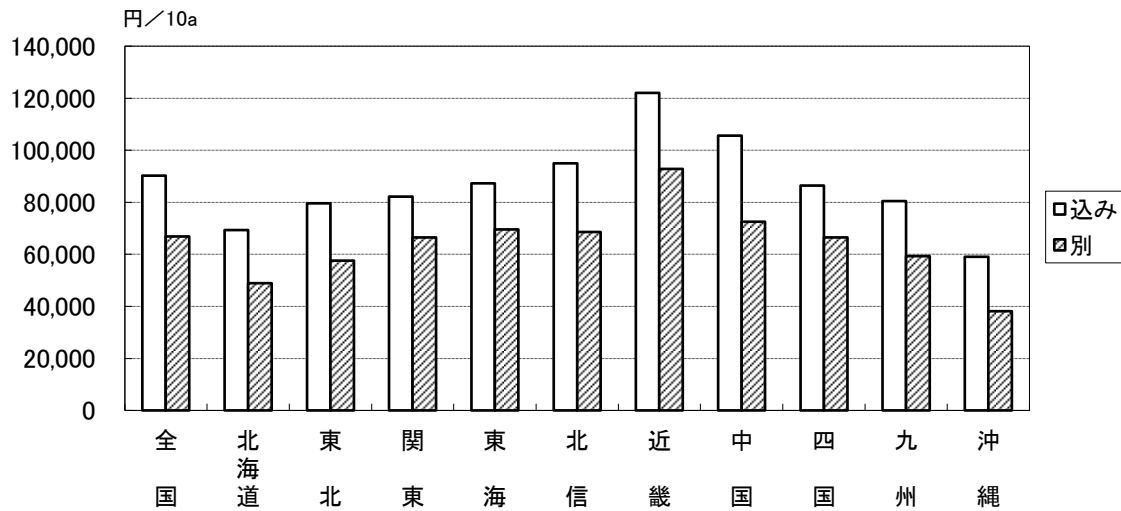
個人農家の「別」で最も高いのは「近畿」であり、次いで「中国」、「東海」の順となる。

表7 全面農作業受託料金

単位:10aあたり円、%

		全国平均		通勤地帯別					
				大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農山漁村地帯	
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
種籾・除草剤・肥料・農薬代込み	個人農家	90,259	△1.0	89,911	△6.3	97,612	2.0	86,610	△1.0
	生産組織等	93,442	0.5	104,577	△2.9	98,649	3.8	87,121	0.3
種籾・除草剤・肥料・農薬代別	個人農家	66,837	△1.0	74,283	△3.9	72,431	0.9	62,262	△1.3
	生産組織等	68,865	△0.3	78,390	△1.9	73,474	0.7	63,456	△0.1

図4 地域別の全面農作業受託料金(個人農家)



(2)オペレーター賃金(表8)

オペレーターの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレーターの純然たる労働賃金のみを1時間および1日(8時間)あたりで調査し、さらに通勤地帯別に把握した。

① 全国平均

1時間あたりのオペレーター賃金は、「トラクター」が1,431円(増減率0.5%)、「田植機」が1,415円(同0.0%)、「コンバイン」が1,526円(同△0.1%)である。

1日あたりの賃金では、「トラクター」が1万1,213円(同0.8%)、「田植機」が1万1,055円(同0.4%)、「コンバイン」が1万1,894円(同△0.2%)である。

② 通勤地帯別

通勤地帯別でみると、「トラクター」の1日あたりのオペレーター賃金は、大都市通勤地帯周辺が1万2,632円(増減率0.3%)、中小都市通勤地帯周辺が1万1,432円(同0.7%)、農山漁村地帯は1万876円(同0.9%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「90」、農山漁村は「86」である。

表8 オペレーター賃金(通勤地帯別)

単位:円、%

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯 周辺
トラクター	1時間あたり	令和元年	1,431	1,676	1,479	1,372
		平成30年	1,424	1,675	1,500	1,354
		増減率	0.5	0.0	△1.4	1.3
田植機	1日あたり	令和元年	11,213	12,632	11,432	10,876
		平成30年	11,119	12,594	11,352	10,781
		増減率	0.8	0.3	0.7	0.9
コンバイン	1時間あたり	令和元年	1,415	1,575	1,489	1,359
		平成30年	1,415	1,580	1,526	1,344
		増減率	0.0	△0.3	△2.4	1.2
コンバイン	1日あたり	令和元年	11,055	12,090	11,337	10,769
		平成30年	11,013	12,088	11,412	10,670
		増減率	0.4	0.0	△0.7	0.9
コンバイン	1時間あたり	令和元年	1,526	1,867	1,546	1,460
		平成30年	1,528	1,894	1,623	1,428
		増減率	△0.1	△1.4	△4.7	2.2
コンバイン	1日あたり	令和元年	11,894	13,877	12,200	11,441
		平成30年	11,918	14,228	12,478	11,306
		増減率	△0.2	△2.5	△2.2	1.2

(3)一般的な農業臨時雇賃金等

a. 農業臨時雇賃金の水準

農業臨時雇賃金は、農作業について臨時的に雇われる者(6ヶ月以上の年雇、1ヶ月以上6ヶ月未満の季節雇を除く)に支払われる賃金であり、1日当たりの「現金支払額」および賄いなど現金以外で支払われる「その他の費用」とその合計の「支払総額」を調査した。

① 1日あたりの支払総額(表9、図5、図6)

ア. 全国平均

農業臨時雇賃金の全国平均は、農作業一般「専門作業」の「男」が1日あたり9,221円(増減率0.3%)、「女」が8,309円(同1.1%)であり、「一般・軽作業」の「男」は7,429円(同1.5%)、「女」が7,106円(同1.5%)である。

また、水稻の「機械作業補助」は、「男」が7,868円(同△0.3%)、「女」は7,373円(同0.5%)であり、果樹の「収穫」は、「男」が7,138円(同1.6%)、「女」が6,791円(同1.7%)である。

表9 農業臨時雇賃金(1日当たり支払総額)

単位:円、%

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯	
1 日 あ た り 支 払 総 額	男	農 作 業 一 般	令和元年	9,221	10,080	9,418	9,001
			平成30年	9,191	10,296	9,454	8,905
			増減率	0.3	△ 2.1	△ 0.4	1.1
		一般・ 軽作業	令和元年	7,429	7,961	7,454	7,340
			平成30年	7,317	7,896	7,352	7,218
			増減率	1.5	0.8	1.4	1.7
		水 稻	令和元年	7,868	8,692	7,784	7,765
			平成30年	7,891	8,950	7,813	7,742
			増減率	△ 0.3	△ 2.9	△ 0.4	0.3
		果 樹	専 門 作 業	令和元年	10,550	9,703	10,948
	平成30年			10,652	10,079	10,891	10,615
	増減率			△ 1.0	△ 3.7	0.5	△ 1.3
	摘 果		令和元年	7,094	7,367	7,124	7,037
			平成30年	6,972	7,420	6,899	6,933
			増減率	1.7	△ 0.7	3.3	1.5
	収 穫		令和元年	7,138	7,318	7,089	7,131
		平成30年	7,025	7,461	6,858	7,025	
	増減率	1.6	△ 1.9	3.4	1.5		
	選 果	令和元年	6,963	7,200	6,917	6,956	
		平成30年	6,832	7,266	6,620	6,866	
増減率	1.9	△ 0.9	4.5	1.3			
女	農 作 業 一 般	令和元年	8,309	8,782	8,574	8,147	
		平成30年	8,222	8,944	8,561	8,000	
		増減率	1.1	△ 1.8	0.2	1.8	
	一般・ 軽作業	令和元年	7,106	7,440	7,201	7,024	
		平成30年	7,002	7,517	7,088	6,897	
		増減率	1.5	△ 1.0	1.6	1.8	
	水 稻	令和元年	7,373	7,960	7,420	7,268	
		平成30年	7,334	8,139	7,367	7,198	
		増減率	0.5	△ 2.2	0.7	1.0	
	果 樹	専 門 作 業	令和元年	10,260	9,754	10,945	9,943
平成30年			10,392	10,311	10,860	10,120	
増減率			△ 1.3	△ 5.4	0.8	△ 1.8	
摘 果		令和元年	6,720	6,991	6,715	6,676	
		平成30年	6,617	6,966	6,551	6,584	
		増減率	1.6	0.3	2.5	1.4	
収 穫		令和元年	6,791	7,154	6,795	6,740	
	平成30年	6,676	7,112	6,626	6,633		
増減率	1.7	0.6	2.5	1.6			
選 果	令和元年	6,649	7,016	6,638	6,606		
	平成30年	6,530	7,055	6,406	6,505		
増減率	1.8	△ 0.6	3.6	1.6			

イ. 男女別

男女別で見ると、農作業一般「専門作業」では、「男」の「100」に対して、「女」は「90」、「一般・軽作業」では、「男」の「100」に対し、「女」は「96」となった。果樹の「収穫」では、「男」の「100」に対し、「女」は「95」である。

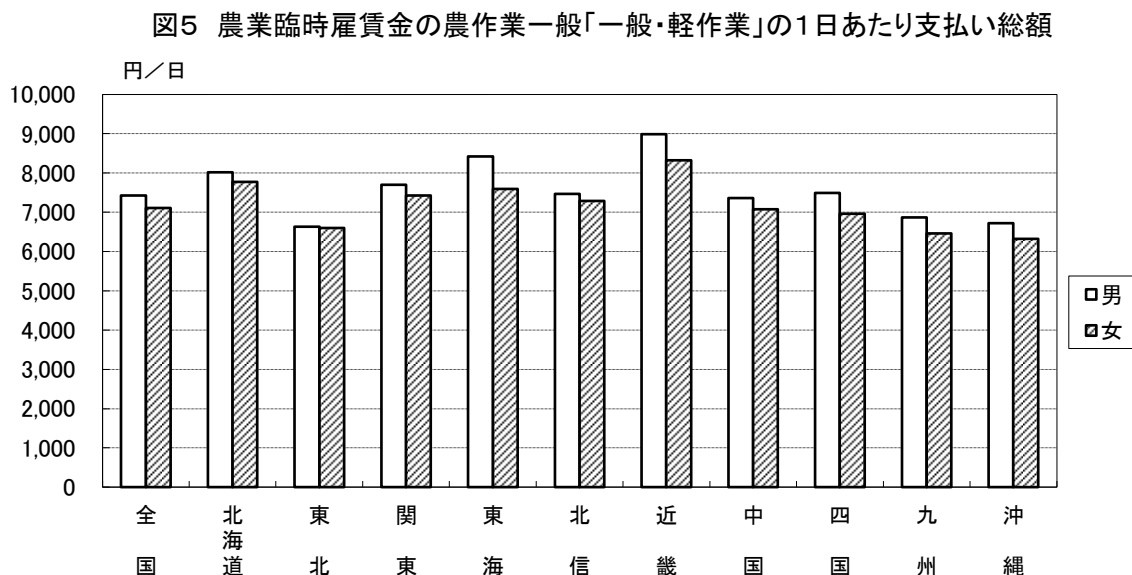
ウ. 通勤地帯別

通勤地帯別でみると、農作業一般「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が7,961円(増減率0.8%)、中小都市通勤地帯周辺が7,454円(同1.4%)、農山漁村地帯が7,340円(同1.7%)で、大都市を「100」とすると中小都市は「94」、農山漁村は「92」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「97」、農山漁村は「94」である。

また、果樹の「収穫」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が7,318円(同△1.9%)、中小都市通勤地帯周辺が7,089円(同3.4%)、農山漁村地帯が7,131円(同1.5%)で、大都市を「100」とすると中小都市、農山漁村ともに「97」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「95」、農山漁村は「94」である。

エ. 地域ブロック別

地域ブロック別にみると、農作業一般「一般・軽作業」では、男女ともに「近畿」が最も高く、次いで、男は「東海」、女は「北海道」の順となっている。

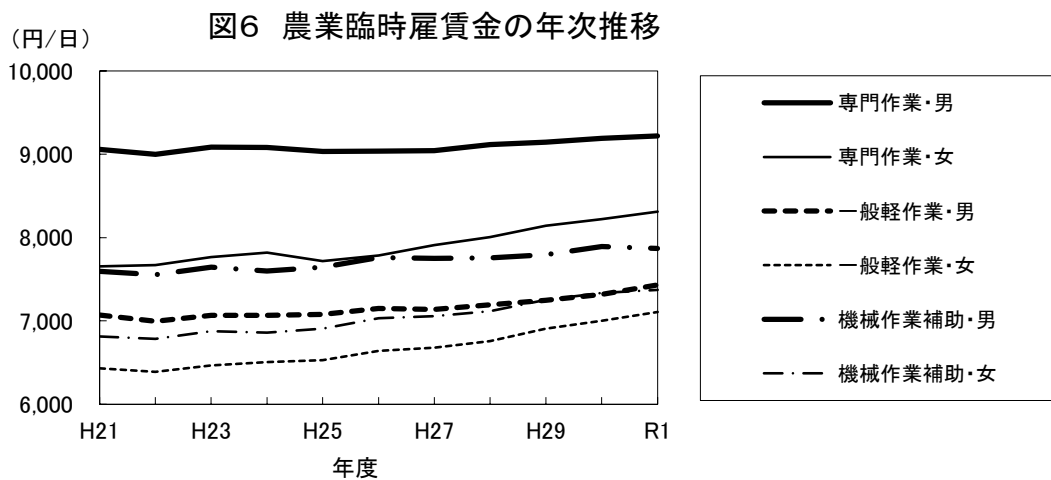


オ. 年次推移

農業臨時雇賃金（1日あたり支払総額、全国平均）の年次推移をみると、農作業一般の「専門作業・男」は、平成18年を最高に下落し横ばい傾向にあったが、近年は上昇傾向となっている。「専門作業・女」は年々上昇傾向にあり、令和元年は最高額となった。

「一般軽作業」は男女ともに近年上昇傾向であり、令和元年はいずれも最高額となった。

「機械作業補助」は男女ともに近年上昇傾向であり、男は平成30年、女は令和元年に最高額となっている。



② 1日あたりの現金支払額(表10、図7)

ア. 全国平均

農業臨時雇賃金の現金支払額は、農作業一般「専門作業」の「男」は1日あたり9,071円（増減率0.5%）、「女」は8,176円（同1.2%）である。「一般・軽作業」は、「男」が7,329円（同1.7%）、「女」が7,011円（同1.6%）となっている。

また、水稻の「機械作業補助」では、「男」が7,764円（同△0.1%）、「女」が7,427円（同2.9%）である。果樹の作業では、「専門作業」の「男」が1万447円（同△0.8%）、「女」が1万191円（同△1.0%）、「収穫」では「男」が7,053円（同1.7%）、「女」が6,710円（同1.9%）である。

イ. 男女別

農作業一般「専門作業」を男女別で見ると、「男」の「100」に対し、「女」は「90」、「一般・軽作業」では「男」の「100」に対し、「女」は「96」であり、近年男女の差が縮まっている。

ウ. 通勤地帯別

通勤地帯別での「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が7,840円（増減率1.0%）、中小都市通勤地帯周辺は7,381円（同1.5%）、農山漁村地帯は7,234円（同1.8%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「94」、農山漁村は「92」である。

一方、「女」は、大都市通勤地帯周辺が7,349円（同△0.8%）、中小都市通勤地帯周辺が7,133円（同1.7%）、農山漁村地帯が6,919円（同2.0%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「97」、農山漁村は「94」である。

エ. 地域ブロック別

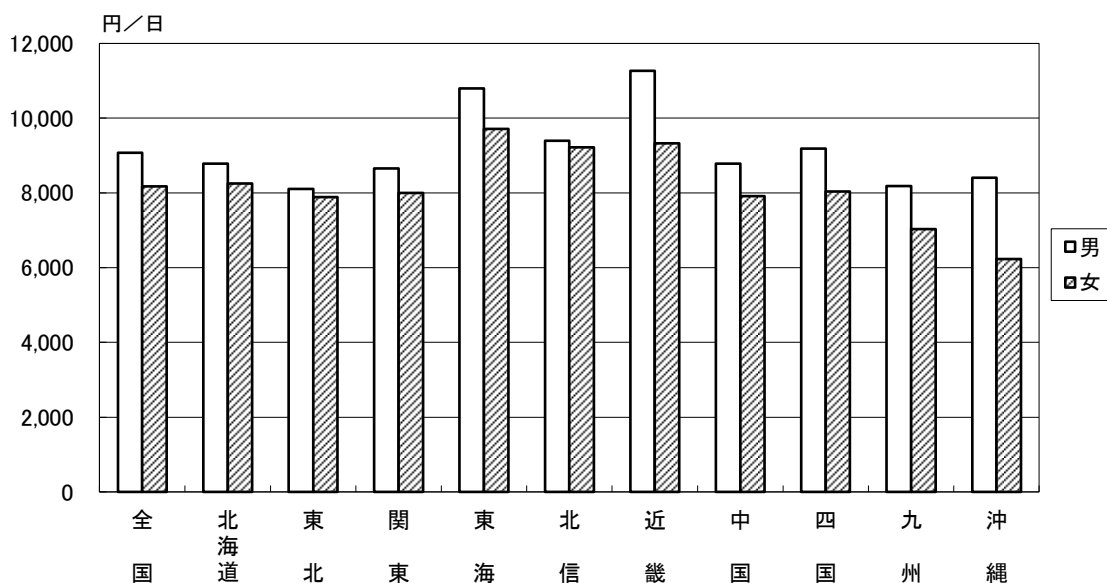
地域ブロック別にみると、農作業一般「専門作業」の「男」は「近畿」が最も高く、次いで「東海」、「北信」の順となっている。一方、「女」は、「東海」が最も高く、次いで「近畿」、「北信」の順となっている。

表10 農業臨時雇賃金(1日あたり現金支払額とその他費用)

単位:円、%

				全 国 平 均		大 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		中 小 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		農 山 漁 村 地 帯		
				現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	
1 日 あ た り 現 金 支 払 額 ・ そ の 他 の 費 用	男	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和元年	9,071	790	9,858	977	9,289	872	8,855	731
				平成30年	9,029	800	10,070	1,010	9,327	844	8,740	753
				増減率	0.5	△ 1.3	△ 2.1	△ 3.3	△ 0.4	3.3	1.3	△ 3.0
		農 作 業 一 般	一 般 ・ 軽 作 業	令和元年	7,329	725	7,840	777	7,381	694	7,234	724
				平成30年	7,210	728	7,762	817	7,274	681	7,105	726
				増減率	1.7	△ 0.4	1.0	△ 4.9	1.5	1.9	1.8	△ 0.3
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令和元年	7,764	648	8,567	659	7,684	620	7,661	656
				平成30年	7,774	386	8,788	541	7,704	358	7,629	371
	増減率			△ 0.1	67.7	△ 2.5	21.8	△ 0.3	73.3	0.4	76.6	
	果 樹	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和元年	10,447	663	9,655	433	10,868	596	10,351	715
				平成30年	10,527	408	9,997	288	10,809	319	10,459	462
				増減率	△ 0.8	62.5	△ 3.4	50.7	0.5	86.6	△ 1.0	54.9
		果 樹	摘 果	令和元年	7,001	555	7,274	675	7,021	639	6,949	502
				平成30年	6,871	593	7,308	740	6,791	600	6,836	569
				増減率	1.9	△ 6.5	△ 0.5	△ 8.8	3.4	6.5	1.7	△ 11.8
		果 樹	収 穫	令和元年	7,053	557	7,221	640	7,001	650	7,049	514
平成30年				6,935	587	7,345	700	6,769	590	6,937	568	
増減率	1.7			△ 5.3	△ 1.7	△ 8.6	3.4	10.1	1.6	△ 9.5		
果 樹	選 果	令和元年	6,887	485	7,162	400	6,842	610	6,874	446		
		平成30年	6,748	562	7,197	600	6,538	595	6,779	544		
		増減率	2.1	△ 13.7	△ 0.5	△ 33.3	4.7	2.4	1.4	△ 17.9		
女	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和元年	8,176	717	8,649	650	8,476	715	8,002	728	
			平成30年	8,082	708	8,798	733	8,449	648	7,850	723	
			増減率	1.2	1.3	△ 1.7	△ 11.4	0.3	10.3	1.9	0.6	
	農 作 業 一 般	一 般 ・ 軽 作 業	令和元年	7,011	713	7,349	644	7,133	696	6,919	726	
			平成30年	6,899	719	7,410	704	7,011	663	6,785	737	
			増減率	1.6	△ 0.9	△ 0.8	△ 8.6	1.7	5.0	2.0	△ 1.4	
	水 稻	機 械 作 業 補 助	令和元年	7,427	654	7,894	580	7,333	623	7,394	671	
			平成30年	7,219	614	8,029	767	7,254	604	7,082	600	
増減率			2.9	6.6	△ 1.7	△ 24.3	1.1	3.3	4.4	11.9		
果 樹	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和元年	10,191	535	9,737	300	10,893	696	9,856	506	
			平成30年	10,293	643	10,268	400	10,795	638	9,991	666	
			増減率	△ 1.0	△ 16.8	△ 5.2	△ 25.0	0.9	9.1	△ 1.3	△ 24.0	
	果 樹	摘 果	令和元年	6,637	540	6,906	675	6,636	574	6,590	508	
			平成30年	6,521	589	6,853	700	6,462	566	6,488	580	
果 樹	収 穫	令和元年	6,710	541	7,067	675	6,720	563	6,656	519		
		平成30年	6,587	581	6,992	700	6,546	549	6,544	574		
		増減率	1.9	△ 6.8	1.1	△ 3.6	2.7	2.5	1.7	△ 9.5		
果 樹	選 果	令和元年	6,579	465	6,978	400	6,580	510	6,525	454		
		平成30年	6,448	255	6,973	209	6,338	250	6,416	267		
			増減率	2.0	82.1	0.1	91.3	3.8	104.0	1.7	70.1	

図7 農業臨時雇賃金の農作業一般「専門作業」の現金支払額



③ 1日あたりの「その他の費用」(表 10)

「その他の費用」は、「現金支払額」以外に要する食事等の賄い評価額、送迎費等の諸費用であるが、「現金支払額」の記入があり、かつ「その他の費用」に有額回答があった市町村の平均を集計した。

ア. 有額回答の全国平均

有額回答のあったものについてみると、全国平均では農作業一般「専門作業」の「男」が790円(増減率 Δ 1.3%)、「女」が717円(同1.3%)である。

また、「一般・軽作業」の「男」は725円(同 Δ 0.4%)、「女」が713円(同 Δ 0.9%)となっている。

イ. 男女別

農作業一般「専門作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「91」である。また、「一般・軽作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「98」である。

b. 1日あたりの労働時間と1時間あたりの現金支払額(表 11、表 12)

農業臨時雇いの労働時間については、休憩時間等も含めた1日の労働時間を把握した。また、1日あたり現金支払額を1日あたり労働時間で除し、1時間あたりの現金支払額を求めた。

① 全国平均

1日あたりの労働時間の全国平均は、男女ともにすべて8時間以下となっている。通勤地帯別にみると、農作業一般の「専門作業」、「一般・軽作業」では男女ともに、大都市通勤地帯周辺は7.8時間、中小都市通勤地帯周辺は7.9時間、農山漁村地帯が8.0時間と都市部ほど労働時間がやや短い傾向にある。

② 1時間あたりの現金支払額

1時間あたりの現金支払額の全国平均は、農作業一般「一般・軽作業」の「男」が923円(増減率1.6%)、「女」が884円(同1.6%)となっている。

男女別にみると、農作業一般「一般・軽作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「96」である。

通勤地帯別にみると、農作業一般「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1,009円(同1.1%)、中小都市通勤地帯周辺は930円(同1.5%)、農山漁村地帯が908円(同1.7%)であり、大都市を「100」とすると、中小都市は「92」、農山漁村は「90」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「95」、農山漁村は「92」である。

表11 農業臨時雇の1日あたり労働時間

単位：時間、%

				全 国 平 均	大都市通勤地帯 周 辺	中小都市通勤地帯 周 辺	農山漁村地帯	
1 日 あ た り の 労 働 時 間	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令和元年	7.9	7.8	7.9	8.0
				平成30年	7.9	7.8	7.9	8.0
				増減率	0.0	△ 0.2	0.0	0.0
		農 作 業 一 般	一 般・ 軽 作 業	令和元年	7.9	7.8	7.9	8.0
				平成30年	7.9	7.8	7.9	8.0
				増減率	0.0	△ 0.1	△ 0.1	0.1
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令和元年	8.0	8.0	7.9	8.0
				平成30年	7.9	8.0	7.9	8.0
				増減率	0.4	0.5	0.6	0.3
		果 樹	専 門 作 業	令和元年	7.9	7.9	7.9	7.9
				平成30年	7.9	7.9	7.9	7.9
				増減率	0.3	△ 0.1	0.3	0.3
	摘 果		令和元年	7.9	7.8	7.9	7.9	
			平成30年	7.9	7.8	7.8	7.9	
			増減率	0.0	△ 0.3	0.1	0.0	
	収 穫		令和元年	7.9	7.8	7.8	7.9	
			平成30年	7.9	7.8	7.8	7.9	
			増減率	△ 0.1	△ 0.2	0.3	△ 0.2	
	選 果	令和元年	7.8	7.8	7.7	7.8		
		平成30年	7.8	7.8	7.6	7.8		
		増減率	0.3	0.0	1.3	△ 0.2		
	女	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令和元年	7.9	7.8	7.9	8.0
				平成30年	7.9	7.8	7.9	8.0
				増減率	△ 0.1	0.0	△ 0.2	0.0
農 作 業 一 般		一 般・ 軽 作 業	令和元年	7.9	7.8	7.9	8.0	
			平成30年	7.9	7.8	7.9	8.0	
			増減率	0.0	0.0	△ 0.2	0.1	
水 稻		機 械 作 業 補 助	令和元年	8.0	8.0	7.9	8.0	
			平成30年	7.9	7.9	7.9	7.9	
			増減率	0.4	1.0	0.6	0.3	
果 樹		専 門 作 業	令和元年	7.9	7.9	7.9	7.9	
			平成30年	7.9	7.9	7.9	7.9	
			増減率	0.3	0.0	0.0	0.5	
	摘 果	令和元年	7.9	7.6	7.9	7.9		
		平成30年	7.9	7.7	7.9	7.9		
		増減率	0.1	△ 0.7	0.1	0.1		
	収 穫	令和元年	7.9	7.7	7.9	7.9		
		平成30年	7.9	7.8	7.8	7.9		
		増減率	0.0	△ 0.4	0.3	△ 0.1		
選 果	令和元年	7.8	7.8	7.8	7.8			
	平成30年	7.8	7.8	7.7	7.9			
	増減率	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.3			

表12 農業臨時雇賃金(1時間あたり現金支払額)

単位:円, %

				全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯		
1 時 間 あ た り 現 金 支 払 額	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令和元年	1,142	1,265	1,175	1,110	
				平成30年	1,137	1,289	1,180	1,096	
				増減率	0.5	△ 1.9	△ 0.4	1.3	
		農 作 業 一 般	一 般・ 軽 作 業	令和元年	923	1,009	930	908	
				平成30年	908	998	916	893	
				増減率	1.6	1.1	1.5	1.7	
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令和元年	974	1,072	967	961	
				平成30年	979	1,105	975	959	
				増減率	△ 0.5	△ 3.0	△ 0.9	0.1	
		女	果 樹	専 門 作 業	令和元年	1,321	1,224	1,376	1,307
					平成30年	1,335	1,267	1,373	1,325
					増減率	△ 1.0	△ 3.4	0.2	△ 1.3
	摘 果			令和元年	888	929	894	878	
				平成30年	871	931	866	864	
				増減率	1.9	△ 0.2	3.2	1.7	
	収 穫		令和元年	897	927	899	892		
			平成30年	881	941	872	876		
			増減率	1.8	△ 1.5	3.1	1.8		
	選 果		令和元年	883	917	884	879		
			平成30年	868	922	856	865		
			増減率	1.8	△ 0.5	3.3	1.6		
	女	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令和元年	1,030	1,105	1,075	1,004	
				平成30年	1,018	1,124	1,070	985	
				増減率	1.2	△ 1.7	0.5	2.0	
農 作 業 一 般		一 般・ 軽 作 業	令和元年	884	945	901	869		
			平成30年	870	953	884	853		
			増減率	1.6	△ 0.8	1.9	1.9		
水 稻		機 械 作 業 補 助	令和元年	934	988	925	930		
			平成30年	912	1,015	920	893		
			増減率	2.5	△ 2.6	0.5	4.1		
果 樹		専 門 作 業	令和元年	1,286	1,226	1,376	1,244		
			平成30年	1,303	1,292	1,363	1,267		
			増減率	△ 1.3	△ 5.1	0.9	△ 1.8		
	摘 果	令和元年	843	906	845	832			
		平成30年	829	893	823	820			
		増減率	1.7	1.4	2.6	1.4			
収 穫	令和元年	851	913	856	841				
	平成30年	836	900	836	826				
	増減率	1.9	1.5	2.4	1.8				
選 果	令和元年	841	894	843	833				
	平成30年	825	892	820	817				
	増減率	1.9	0.2	2.8	2.0				

(4) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)(図8、図9)

a. 農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数
 農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数は、回答した1,541地区のうち63%にあたる969地区である。

b. 「標準(協定)」を定めている機関

「標準(協定)」を定めている機関(複数回答)は、「市町村・農業委員会」が62%と全体の過半数を占めており、次いで「農協」が35%、「生産組織等」が15%の順となっている。

c. 定めている「標準賃金・料金(協定)」の内訳

定めている「標準賃金・料金(協定)」の内訳は、「部分農作業料金」が94%、「農作業臨時雇賃金」が49%、「オペレーター賃金」が27%である。

d. 「標準(協定)」の遵守状況

「標準(協定)」はほとんどの市町村で守られている。

図8 標準賃金・料金を定めている機関

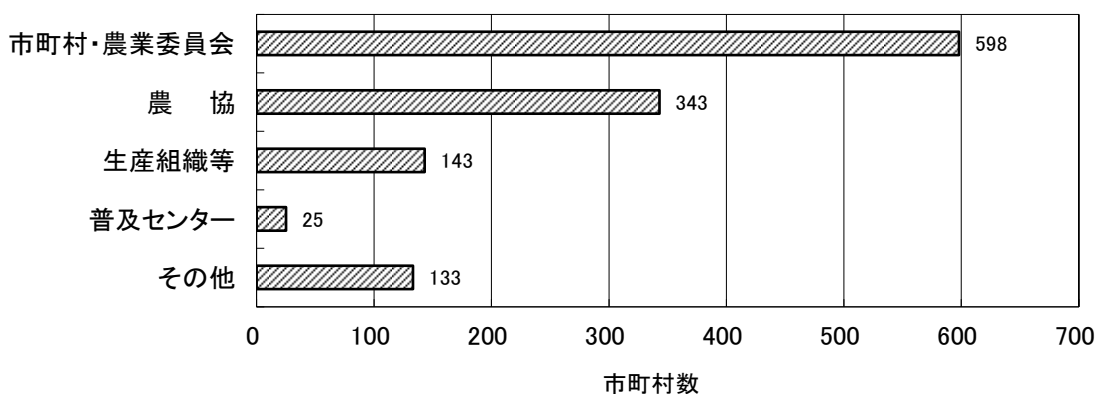
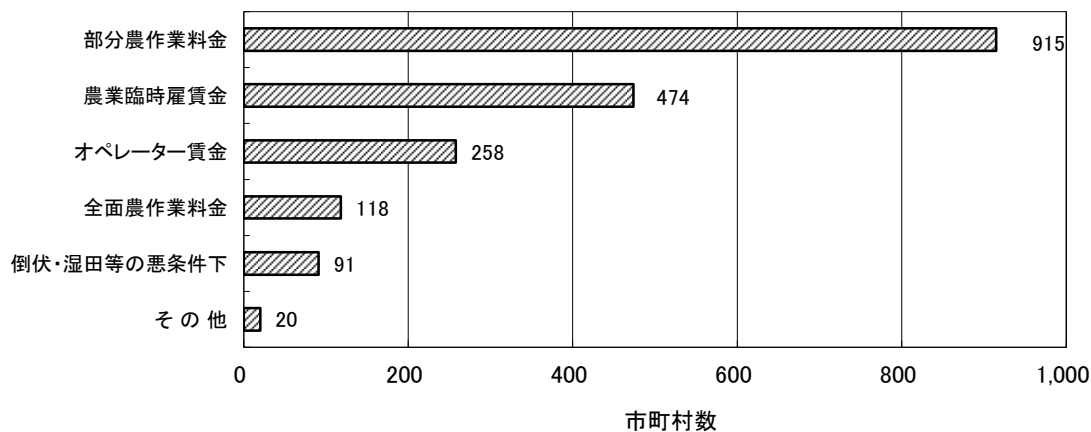


図9 定めている標準賃金・料金の種類



(5)他産業雇用賃金

a. 他産業の臨時雇(パート)賃金(表 13)

他産業の臨時雇(パート)賃金における全国平均は、「男」が1日あたり7,498円(増減率1.9%)、「女」が7,163円(同2.7%)である。

通勤地帯別にみると、大都市通勤地帯周辺では「男」が7,865円(同1.5%)、「女」が7,541円(同2.0%)である。中小都市通勤地帯周辺では、「男」が7,482円(同1.2%)、「女」が7,256円(同2.5%)、農山漁村地帯では、「男」が7,436円(同2.2%)、「女」が7,061円(同2.9%)である。

また、男女別にみると、大都市通勤地帯周辺では「男」の「100」に対し「女」は「96」、農山漁村地帯では「男」の「100」に対して「女」は「95」である。

表13 農外諸賃金の臨時雇(パート)賃金(業種別)

		単位:1日あたり円													
		平均		公的勤務		建設業		製造業		卸・小売業		サービス業		シルバー賃金	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
全国平均	令和元年	7,498	7,163	6,848	6,816	9,881	8,766	7,395	7,003	7,115	6,922	7,226	6,996	7,002	6,881
	平成30年	7,360	6,975	6,692	6,659	9,919	8,631	7,265	6,799	6,907	6,666	7,064	6,804	6,791	6,676
	増減率	1.9	2.7	2.3	2.4	△0.4	1.6	1.8	3.0	3.0	3.8	2.3	2.8	3.1	3.1
大都市 通勤地帯 周辺	令和元年	7,865	7,541	7,103	7,086	10,755	9,543	7,937	7,571	7,735	7,576	7,910	7,644	7,166	7,059
	平成30年	7,750	7,393	6,886	6,883	11,171	9,772	7,931	7,331	7,481	7,271	7,684	7,524	6,942	6,895
	増減率	1.5	2.0	3.1	3.0	△3.7	△2.3	0.1	3.3	3.4	4.2	2.9	1.6	3.2	2.4
中小都市 通勤地帯 周辺	令和元年	7,482	7,256	6,919	6,912	9,441	8,772	7,552	7,155	7,279	7,078	7,528	7,249	7,034	7,009
	平成30年	7,390	7,079	6,751	6,750	9,747	8,656	7,506	7,070	7,115	6,880	7,355	7,025	6,831	6,773
	増減率	1.2	2.5	2.5	2.4	△3.1	1.3	0.6	1.2	2.3	2.9	2.3	3.2	3.0	3.5
農山漁 村地帯	令和元年	7,436	7,061	6,762	6,717	9,896	8,666	7,223	6,849	6,920	6,741	6,990	6,805	6,961	6,798
	平成30年	7,275	6,861	6,624	6,572	9,798	8,475	7,040	6,607	6,706	6,473	6,836	6,602	6,752	6,604
	増減率	2.2	2.9	2.1	2.2	1.0	2.3	2.6	3.7	3.2	4.1	2.2	3.1	3.1	2.9

業種別の全国平均で最も高いのは、男女ともに「建設業」で、「男」は9,881円(増減率△0.4%)、「女」は8,766円(同1.6%)である。一方、最も低いのは、男女ともに「公的勤務」で、「男」は6,848円(同2.3%)、「女」は6,816円(同2.4%)である。

b. 他産業の恒常的賃金(表 14)

他産業の恒常的賃金(30歳前後のサラリーマンの年収を1日あたりに換算したものは、全国平均で「男」が1万1,057円(増減率0.7%)、「女」は9,434円(同2.7%)である。

通勤地帯別では、大都市通勤地帯を「100」とすると、「男」の中小都市は「96」、農山漁村は「84」、「女」では中小都市が「96」、農山漁村は「83」である。

表14 主要産業(農外)の恒常的賃金(通勤地帯別)

単位:1日あたり円, %

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
30 歳 前 後	男	令和元年	11,057	12,503	11,989	10,541
		平成30年	10,976	12,596	11,781	10,480
		増減率	0.7	△ 0.7	1.8	0.6
	女	令和元年	9,434	10,805	10,380	8,921
		平成30年	9,186	10,887	10,102	8,641
		増減率	2.7	△ 0.8	2.8	3.2

(6)市町村または地区内ならびに近郊での農外諸賃金(表15)

本調査は、各市町村における農外諸賃金について、大工、左官、土木工、造林、伐出の各賃金について、1日当たりの賃金を調査したものである。

各市町村における農外諸賃金について、職種別の全国平均は、「大工」が1万7,827円(増減率3.1%)で最も高く、次いで「左官」が1万7,720円(同2.6%)、「伐出」が1万4,139円(同1.2%)となり、最も低い「造林」は1万3,260円(同1.7%)である。「大工」を「100」とすると、「造林」は「74」である。

表15 市町村内の農外諸賃金(職種別)

単位:1日あたり円, %

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
大 工	令和元年	17,827	20,296	18,793	17,211	
	平成30年	17,298	19,839	18,162	16,705	
	増減率	3.1	2.3	3.5	3.0	
左 官	令和元年	17,720	20,272	18,837	17,013	
	平成30年	17,270	19,997	18,095	16,627	
	増減率	2.6	1.4	4.1	2.3	
土 木 工	令和元年	13,882	16,428	15,299	13,082	
	平成30年	13,493	16,086	14,571	12,792	
	増減率	2.9	2.1	5.0	2.3	
造 林	令和元年	13,260	16,055	14,661	12,769	
	平成30年	13,039	16,144	13,997	12,606	
	増減率	1.7	△ 0.6	4.7	1.3	
伐 出	令和元年	14,139	16,332	15,117	13,819	
	平成30年	13,974	16,907	14,599	13,642	
	増減率	1.2	△ 3.4	3.5	1.3	

注:平成25年調査より、アルバイト賃金を除く「1日あたりの正規雇用賃金」を記入することを調査票に明記した。

IV 参 考 表

ブロック別集計表・平成 27 年～令和元年

参考表

農作業料金・農業労賃ブロック別集計表(平成27～令和元年)

単位:円/10a

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
部分農作業受託料金(個人農家)	育苗 (稚苗)	平成27	667	533	668	723	682	700	669	729	575	597	600
		28年	669	471	656	723	678	708	675	750	585	599	600
		29年	669	448	654	728	676	712	675	744	585	589	600
		30年	670	439	652	737	682	706	685	748	568	593	600
		令和元	666	472	645	736	691	705	683	730	572	588	545
	育苗 (中苗)	平成27	21	30	23	21	20	20	20	19	20	20	18
		28年	21	33	23	21	20	20	20	19	20	20	18
		29年	21	38	23	21	20	20	20	19	20	20	18
		30年	21	33	23	21	20	20	20	19	20	20	18
		令和元	21	33	23	21	19	20	20	19	19	20	18
	育苗 (中苗)	平成27	733	633	686	775	797	863	817	777	618	603	600
		28年	733	632	678	773	795	862	822	802	632	601	600
		29年	734	651	675	769	802	864	821	812	638	605	600
		30年	732	559	680	772	803	864	811	807	628	603	600
		令和元	729	548	670	773	811	862	813	798	644	605	545
	耕起から代かき 一貫	平成27	15,981	7,912	12,012	15,006	19,800	15,816	26,634	17,945	20,357	14,412	15,120
		28年	16,007	8,098	11,891	14,867	20,004	15,607	25,942	18,256	20,402	14,283	15,120
		29年	15,930	7,906	11,772	14,783	20,129	15,692	26,281	18,434	20,592	14,273	16,500
		30年	15,840	8,112	11,798	14,791	19,998	15,714	26,106	18,398	20,370	14,233	16,500
		令和元	15,805	7,818	11,751	14,716	20,114	15,599	26,542	18,042	20,335	14,250	15,000
耕 起	平成27	7,813	3,507	5,756	6,990	9,609	7,347	14,392	8,788	10,788	7,179	7,225	
	28年	7,818	3,661	5,702	6,969	9,621	7,287	14,106	9,034	10,869	7,098	7,225	
	29年	7,816	3,811	5,622	7,017	9,805	7,319	14,172	9,170	10,780	7,153	8,033	
	30年	7,744	3,863	5,641	6,924	9,778	7,296	13,710	9,120	11,003	7,156	8,033	
	令和元	7,684	3,868	5,580	6,826	9,561	7,263	13,956	9,031	10,925	7,050	7,303	
代 か き	平成27	7,860	4,060	6,198	7,975	9,406	8,571	11,109	8,442	9,521	7,055	8,725	
	28年	7,846	4,228	6,117	7,860	9,471	8,596	11,018	8,535	9,289	6,990	8,725	
	29年	7,880	4,017	6,087	7,942	9,620	8,532	11,280	8,724	9,563	7,020	10,033	
	30年	7,872	4,017	6,044	7,962	9,516	8,478	11,642	8,491	9,411	7,103	10,033	
	令和元	7,863	3,829	6,097	7,922	9,713	8,435	11,767	8,478	9,631	7,018	9,121	
機械田植	平成27	8,119	5,017	6,239	8,344	10,300	8,532	12,048	8,480	9,783	7,039	10,500	
	28年	8,108	5,108	6,139	8,047	10,500	8,527	11,767	8,790	9,754	7,023	10,500	
	29年	8,077	5,116	6,079	8,141	10,463	8,512	12,075	8,675	9,854	7,015	10,500	
	30年	8,061	5,108	6,089	8,107	10,130	8,519	12,244	8,677	10,165	6,928	10,500	
	令和元	8,035	5,251	6,024	8,070	9,997	8,531	12,594	8,599	9,865	6,943	9,545	
防 除	平成27	1,961	1,301	1,284	2,004	2,844	1,484	2,790	2,411	3,309	2,207	1,050	
	28年	1,971	1,478	1,235	2,048	2,855	1,433	2,771	2,459	3,281	2,218	1,050	
	29年	1,939	1,330	1,249	2,036	2,634	1,429	2,752	2,481	3,320	2,195	1,050	
	30年	1,957	1,344	1,249	2,047	2,630	1,469	2,761	2,514	3,406	2,187	1,050	
	令和元	1,992	1,230	1,202	2,103	2,781	1,447	2,877	2,519	3,230	2,295	955	

単位:円/10a

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	
部分農作業受託料金(個人農家)	機械刈取	平成27	18,428	9,312	16,218	18,210	21,244	20,306	25,986	20,209	21,522	15,838	12,000	
		28年	18,436	9,434	16,090	18,070	21,708	19,943	25,712	20,473	21,716	15,675	12,000	
		29年	18,376	9,332	15,842	18,009	21,584	20,029	26,002	20,592	22,009	15,698	12,000	
		30年	18,353	9,472	15,811	18,065	21,270	20,192	25,830	20,662	22,086	15,702	12,000	
		令和元	18,371	9,482	15,849	18,038	21,033	20,321	26,003	20,731	21,906	15,761	10,909	
	刈取から乾燥・調製まで	平成27	33,860	20,683	30,826	34,125	37,366	37,063	44,074	36,052	37,389	29,371	18,000	
		28年	33,900	21,564	30,361	34,350	37,792	37,184	44,612	36,075	37,710	28,972	15,045	
		29年	33,914	21,196	30,351	34,056	37,805	37,157	45,813	36,368	38,143	29,002	15,025	
		30年	34,193	21,139	30,520	34,549	37,731	37,453	46,187	36,837	38,524	29,215	15,045	
		令和元	33,932	21,513	29,998	34,549	37,464	37,021	46,720	36,725	37,928	28,931	13,664	
	乾燥・調製(円/10a)	平成27	1,779	1,314	1,571	1,943	1,760	1,874	2,201	2,013	2,019	1,557	900	
		28年	1,781	1,318	1,569	1,926	1,820	1,829	2,269	2,026	1,936	1,552	900	
		29年	1,788	1,286	1,584	1,925	1,836	1,843	2,293	1,956	2,022	1,559	900	
		30年	1,798	1,300	1,579	1,955	1,834	1,878	2,311	1,946	1,966	1,596	900	
		令和元	1,799	1,300	1,549	1,968	1,838	1,881	2,333	1,950	1,977	1,607	818	
全面農作業受託料金	種籾・農薬代込み	個人農家	平成27	90,349	67,752	79,148	82,129	90,175	94,680	116,781	105,590	88,948	81,368	65,000
			28年	89,461	76,639	77,743	80,295	88,238	93,599	117,413	105,602	87,486	79,354	65,000
		生産組織等	29年	90,121	72,854	76,363	82,794	87,953	95,583	118,181	106,868	90,563	79,121	65,000
			30年	91,129	70,374	77,614	81,958	92,629	96,136	119,253	105,660	89,960	81,364	65,000
			令和元	90,259	69,345	79,637	82,250	87,298	94,950	122,085	105,655	86,457	80,524	59,091
	種籾・農薬代別	個人農家	平成27	68,298	53,090	58,576	69,248	70,946	67,662	89,284	76,832	70,824	60,210	42,000
			28年	67,687	51,655	58,142	67,167	70,865	67,949	90,552	75,782	70,814	59,473	42,000
		生産組織等	29年	67,234	43,736	57,838	67,433	71,576	68,573	88,872	73,342	71,914	58,549	42,000
			30年	67,507	46,819	58,185	67,652	72,885	67,392	89,812	73,860	68,889	58,763	42,000
			令和元	66,837	48,941	57,588	66,462	69,556	68,585	92,832	72,593	66,486	59,282	38,182
	種籾・農薬代別	個人農家	平成27	69,968	58,450	54,585	66,937	71,878	66,193	94,927	76,755	79,148	59,025	29,200
			28年	69,675	56,568	52,939	65,375	71,345	67,088	93,001	73,602	76,790	59,999	29,200
		生産組織等	29年	70,536	60,855	56,165	68,588	71,320	67,462	96,609	71,358	74,211	59,377	29,200
			30年	69,077	46,404	57,227	67,154	70,791	66,744	91,785	73,783	74,283	57,772	29,200
			令和元	68,865	56,869	54,151	64,268	69,651	66,783	95,785	70,887	72,402	60,331	-

単位:円/日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
1日あたり支払総額・男	専 門 作 業	平成27	9,044	8,168	7,795	8,873	10,927	9,066	11,790	8,848	9,410	8,236	7,794
		28年	9,116	8,318	7,840	8,807	10,835	9,324	11,741	8,975	9,483	8,287	8,357
		29年	9,148	8,674	7,967	8,882	10,663	9,316	11,632	8,935	9,447	8,303	8,640
		30年	9,191	8,702	8,057	8,831	10,721	9,498	11,728	8,824	9,275	8,346	8,899
		令和元	9,221	9,039	8,185	8,818	10,847	9,479	11,703	8,862	9,279	8,307	8,555
	一 般 軽 作 業	平成27	7,140	7,283	6,332	7,436	8,403	7,120	8,897	7,257	7,369	6,401	6,071
		28年	7,193	7,489	6,378	7,367	8,359	7,197	9,019	7,289	7,354	6,458	6,301
		29年	7,247	7,686	6,460	7,541	8,298	7,199	8,969	7,316	7,382	6,586	6,378
		30年	7,317	7,669	6,521	7,578	8,395	7,293	8,963	7,333	7,436	6,710	6,480
		令和元	7,429	8,015	6,632	7,702	8,420	7,469	8,983	7,365	7,490	6,871	6,725
	機 械 作 業 補 助	平成27	7,748	7,985	6,624	8,290	9,500	7,833	9,888	7,478	7,898	6,730	6,800
		28年	7,758	8,319	6,653	8,060	9,627	7,841	9,877	7,552	7,804	6,816	6,800
29年		7,796	8,453	6,733	8,472	9,555	7,802	9,640	7,624	7,743	6,899	7,000	
30年		7,891	8,411	6,794	8,507	9,416	7,902	9,744	7,664	7,780	7,038	7,000	
令和元		7,868	8,495	6,810	8,256	9,415	7,965	9,635	7,792	7,772	7,252	7,000	
1日あたり支払総額・女	専 門 作 業	平成27	7,907	7,673	7,506	8,006	9,375	8,734	9,112	7,731	7,824	6,805	6,193
		28年	8,005	7,931	7,529	7,984	9,212	9,091	9,273	7,792	7,918	6,935	6,409
		29年	8,141	8,206	7,709	8,187	9,225	9,050	9,562	7,933	7,907	7,029	6,399
		30年	8,222	8,161	7,819	8,257	9,427	9,381	9,398	7,891	7,871	7,103	6,651
		令和元	8,309	8,556	7,964	8,176	9,732	9,306	9,536	7,977	8,146	7,141	6,436
	一 般 軽 作 業	平成27	6,679	6,960	6,281	7,093	7,233	6,875	7,883	6,698	6,409	5,905	5,666
		28年	6,756	7,152	6,312	7,107	7,224	6,985	8,088	6,747	6,485	6,003	5,788
		29年	6,907	7,395	6,432	7,316	7,370	7,019	8,359	6,905	6,597	6,194	5,918
		30年	7,002	7,467	6,492	7,425	7,506	7,122	8,326	7,021	6,801	6,316	5,999
		令和元	7,106	7,774	6,602	7,428	7,588	7,284	8,318	7,073	6,960	6,461	6,318
	機 械 作 業 補 助	平成27	7,059	7,026	6,480	7,896	8,150	7,512	8,553	6,826	6,781	6,197	5,533
		28年	7,118	7,355	6,503	7,741	8,255	7,554	8,714	6,877	6,800	6,264	5,533
29年		7,251	7,451	6,613	8,114	8,298	7,571	8,600	7,139	6,880	6,431	6,500	
30年		7,334	7,714	6,677	8,255	8,171	7,669	8,590	7,232	6,931	6,520	6,500	
令和元		7,373	7,892	6,742	8,014	8,487	7,731	8,544	7,301	6,969	6,643	7,000	
1日あたり現金支払額・男	専 門 作 業	平成27	8,876	7,932	7,687	8,663	10,841	8,952	11,412	8,748	9,305	8,078	7,690
		28年	8,953	8,069	7,738	8,612	10,794	9,204	11,366	8,865	9,376	8,139	8,266
		29年	8,989	8,418	7,877	8,701	10,629	9,199	11,233	8,827	9,354	8,148	8,530
		30年	9,029	8,471	7,981	8,643	10,694	9,387	11,335	8,689	9,136	8,183	8,775
		令和元	9,071	8,784	8,103	8,650	10,792	9,395	11,265	8,777	9,181	8,185	8,405
	一 般 軽 作 業	平成27	7,016	7,065	6,247	7,265	8,334	7,018	8,659	7,172	7,278	6,317	5,916
		28年	7,075	7,254	6,300	7,223	8,322	7,093	8,756	7,203	7,262	6,382	6,149
		29年	7,136	7,494	6,389	7,408	8,266	7,096	8,683	7,230	7,304	6,511	6,215
		30年	7,210	7,497	6,457	7,436	8,377	7,187	8,727	7,253	7,362	6,623	6,291
		令和元	7,329	7,819	6,573	7,588	8,379	7,368	8,754	7,294	7,442	6,787	6,631
	機 械 作 業 補 助	平成27	7,617	7,753	6,491	8,064	9,393	7,765	9,708	7,349	7,795	6,638	6,800
		28年	7,636	8,074	6,521	7,898	9,557	7,771	9,683	7,424	7,700	6,728	6,800
29年		7,674	8,245	6,614	8,283	9,483	7,725	9,438	7,479	7,636	6,810	7,000	
30年		7,774	8,224	6,710	8,315	9,353	7,817	9,563	7,525	7,638	6,941	7,000	
令和元		7,764	8,302	6,720	8,124	9,335	7,889	9,480	7,672	7,703	7,156	7,000	
1日あたり現金支払額・女	専 門 作 業	平成27	7,759	7,386	7,421	7,818	9,254	8,599	8,921	7,620	7,715	6,681	6,125
		28年	7,868	7,636	7,446	7,841	9,174	8,950	9,085	7,687	7,808	6,820	6,288
		29年	8,001	7,889	7,622	8,029	9,200	8,917	9,365	7,838	7,801	6,907	6,241
		30年	8,082	7,889	7,731	8,079	9,413	9,255	9,208	7,801	7,724	6,971	6,492
		令和元	8,176	8,256	7,881	7,999	9,715	9,212	9,324	7,910	8,036	7,032	6,230
	一 般 軽 作 業	平成27	6,558	6,711	6,209	6,934	7,180	6,768	7,667	6,611	6,314	5,823	5,524
		28年	6,643	6,888	6,240	6,973	7,208	6,879	7,848	6,670	6,388	5,929	5,644
		29年	6,798	7,151	6,359	7,190	7,354	6,915	8,108	6,829	6,518	6,119	5,762
		30年	6,899	7,263	6,425	7,292	7,494	7,017	8,124	6,949	6,725	6,239	5,815
		令和元	7,011	7,547	6,545	7,319	7,558	7,184	8,134	7,012	6,909	6,386	6,224
	機 械 作 業 補 助	平成27	6,933	6,751	6,360	7,685	8,053	7,458	8,370	6,700	6,652	6,110	5,533
		28年	7,003	7,088	6,383	7,588	8,226	7,490	8,559	6,747	6,666	6,179	5,533
29年		7,128	7,181	6,494	7,946	8,233	7,500	8,383	7,005	6,761	6,344	6,500	
30年		7,219	7,511	6,590	8,090	8,099	7,595	8,417	7,100	6,773	6,415	6,500	
令和元		7,427	7,684	6,654	7,900	11,287	7,669	8,366	7,190	6,894	6,548	7,000	

単位:円/日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	
他 産 業 雇 用 賃 金	臨 時 雇 賃 金	男	平成27	7,047	7,243	6,741	7,295	7,418	7,180	7,440	6,999	7,337	6,548	6,696
			28年	7,129	7,364	6,819	7,363	7,438	7,328	7,512	7,076	7,421	6,635	6,821
			29年	7,232	7,521	6,925	7,489	7,554	7,386	7,625	7,190	7,481	6,750	6,929
			30年	7,360	7,724	7,033	7,656	7,708	7,487	7,744	7,328	7,476	6,828	7,062
			令和元	7,498	7,867	7,122	7,717	7,859	7,643	7,899	7,522	7,611	7,013	7,196
	女	平成27	6,581	6,759	6,344	6,900	6,974	6,702	6,893	6,586	6,693	6,050	6,196	
		28年	6,680	6,891	6,431	7,017	7,060	6,817	7,023	6,651	6,827	6,145	6,274	
		29年	6,812	7,073	6,576	7,192	7,176	6,890	7,221	6,823	6,856	6,268	6,346	
		30年	6,975	7,211	6,734	7,386	7,340	7,003	7,342	6,988	6,997	6,417	6,531	
		令和元	7,163	7,395	6,887	7,499	7,562	7,220	7,562	7,220	7,128	6,630	6,836	
	恒 常 的 賃 金 30 歳	男	平成27	10,622	11,047	9,473	11,998	12,377	10,626	11,784	11,128	10,509	9,255	8,631
			28年	10,698	11,341	9,710	11,839	12,285	10,664	11,929	10,957	10,588	9,357	8,907
			29年	10,674	11,254	9,510	11,916	12,636	10,787	11,898	10,980	10,521	9,344	8,793
			30年	10,976	11,372	9,949	12,488	12,734	10,854	12,195	11,216	10,427	9,619	9,418
令和元			11,057	11,759	9,585	12,419	12,657	10,924	12,246	11,142	10,669	10,040	9,648	
女		平成27	8,739	9,859	7,666	10,054	9,904	8,421	9,582	9,071	8,342	7,685	7,336	
		28年	8,809	10,117	7,754	10,112	10,053	8,459	9,723	9,148	8,291	7,782	7,194	
		29年	8,873	10,013	7,793	10,277	10,147	8,715	9,858	9,163	8,217	7,905	7,026	
		30年	9,186	9,945	8,069	10,900	10,130	8,849	10,081	9,655	8,550	8,237	7,547	
		令和元	9,434	10,186	8,296	11,021	10,339	8,867	10,099	9,880	8,656	8,716	7,964	

単位:円/日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
農 外 諸 賃 金	大 工	平成27	16,217	15,857	15,321	18,207	18,101	17,132	18,392	17,177	15,818	14,490	11,556
		28年	16,620	16,713	15,595	18,906	18,079	17,464	18,427	17,804	16,602	14,876	11,619
		29年	17,000	17,552	16,077	18,833	19,044	17,575	19,119	17,884	16,595	15,203	12,200
		30年	17,298	18,350	16,513	19,217	19,109	18,138	18,963	17,642	16,841	15,506	12,376
		令和元	17,827	19,602	17,274	19,736	18,806	18,939	19,463	17,936	16,810	16,121	13,273
	左 官	平成27	16,024	16,141	14,997	18,168	17,137	16,396	18,225	17,118	16,080	14,159	11,611
		28年	16,511	16,897	15,466	18,966	17,498	16,825	18,510	17,324	16,675	14,707	11,678
		29年	16,980	18,161	16,021	19,144	18,193	16,813	19,279	17,660	16,900	14,969	13,018
		30年	17,270	19,073	16,436	19,660	18,152	17,360	19,210	17,349	17,140	15,216	13,476
		令和元	17,720	19,756	17,034	20,061	17,926	18,245	19,581	17,570	17,520	15,852	13,541
	土 木 工	平成27	12,498	12,305	10,752	14,478	14,870	13,174	14,730	12,725	12,625	10,682	9,928
		28年	12,977	13,175	11,012	15,120	15,051	13,576	15,176	13,493	13,149	11,201	10,376
		29年	13,203	13,830	11,086	15,058	15,505	13,761	15,551	13,644	13,278	11,486	11,142
		30年	13,493	14,073	11,512	15,431	15,416	14,223	15,908	13,605	13,329	11,736	11,392
		令和元	13,882	14,683	11,348	15,793	15,673	14,827	16,510	13,663	13,980	12,398	11,804
	造 林	平成27	12,237	12,941	10,532	14,125	14,817	13,775	14,942	11,313	11,990	10,270	9,071
		28年	12,591	13,691	10,959	14,424	15,122	14,048	15,091	11,534	12,500	10,739	8,413
		29年	12,709	14,281	11,183	14,600	15,529	13,982	15,691	11,705	12,041	10,724	8,913
		30年	13,039	14,334	11,945	14,646	15,754	13,852	15,824	11,791	12,480	10,952	9,483
		令和元	13,260	14,570	12,272	14,866	15,505	14,434	15,964	12,302	12,844	11,215	10,300
	伐 出	平成27	13,197	14,366	12,085	14,206	15,682	14,863	15,139	12,507	13,200	11,049	9,760
		28年	13,442	15,167	12,507	14,799	15,589	15,191	15,161	12,753	13,317	11,287	9,300
		29年	13,655	15,780	12,764	14,957	16,228	15,227	15,563	12,808	13,309	11,527	9,567
		30年	13,974	15,952	13,749	14,863	16,245	14,864	15,851	12,916	13,781	11,648	10,200
令和元		14,139	16,070	14,217	14,380	16,303	15,458	15,977	13,461	14,038	11,675	11,300	

発行 一般社団法人**全国農業会議所**

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8

(中央労働基準協会ビル内)

電話 03(6910)1123

印刷 (株)膳栄社

〒101-0064 東京都千代田区猿樂町 2-2-12

電話 03(3294)6385(代表)

